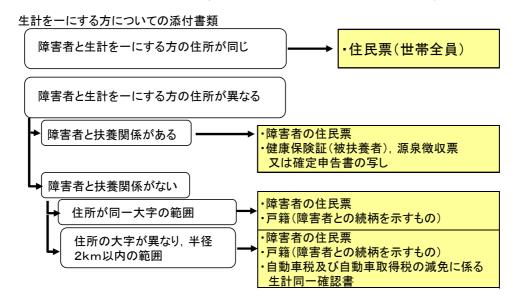
〇 自動車税自動車取得税の減免の対象となる自動車

障害のある方が自ら使用する自動車または障害のある方の通学,通院,通所もしくは生業にもっぱら使用される自動車(次表を参照ください。)

ただし、法人名義、リース自動車及び事業用(緑のナンバープレート)は、減免の対象となりません。

	減免を受けようとする自動車の所有者(取得者)	
減免を受けようとする自動車の運転者	障害者本人	障害者と生計を一にする方(注1)
障害者本人	0	0
障害者と生計を一にする方(注1)	0	0
障害者を常時介護する方(注2)	0	0

(注1)生計を一にする方とは、障害者と住所が同一である、または健康保険や所得税の上での扶養関係がある、もしくは3親等以内の親族で近隣区域(同一大字又は半径2km以内の区域)に居住している方を言います。また、障害者が福祉施設へ入所している場合に限り、施設への入所申込書等で障害者と3親等以内であることが認められる場合は、生計を一にするとみなします。



(注2)障害者を常時介護する方とは、障害者のみで構成される世帯または未成年と障害者のみもしくは70歳以上の方と障害者のみで構成される世帯の方が所有(取得)する自動車を、継続して週に3日以上、障害者のために運転しているかまたは運転する見込みのある方を言います。なお、市の福祉事務所、町村役場、県の長寿福祉課から常時介護証明を受けることが必要となります。